**静岡市税務システム標準化・共通化に係る**

**情報提供依頼（RFI）実施要領**

令和５年５月

静岡市財政局税務部税制課

１　実施趣旨

　　本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準化対象20業務の共通機能及び関連システムについて、令和７年度末までに国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を計画しており、市税の賦課徴収業務を担っている税務システムについて、新たなシステムの導入を検討しているところです。

本情報提供依頼は、本市に対する税務システムの提供意向、対応方針等を把握することを目的とし、提供いただいた情報は、今後、スケジュール等を決定する際の参考資料とします。

２　新規システム導入に係る考え方

　　以下の基本方針を基に、新規システムの導入を行うものとします。

（１）税務システム標準仕様書への準拠

（２）標準化対象事務の共通基準部分（デジタル庁所管分）への準拠

（３）ガバメントクラウドの活用

（４）高いセキュリティレベルの確保

（５）新システム稼働に必要なデータの提示

３　現行システムの概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| システム名称 | 税務・国保年金等システム | 市税徴収収納支援システム |
| 対象税目等 | 宛名、証明、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税 | 収納、滞納整理 |
| システムの状況 | 開発業者 | NTTデータ東海 | 富士通 |
| 保守業者 | NTTデータ東海 | 富士通 |
| 稼働時期 | 昭和60年 | 平成11年 |
| 構築言語 | COBOL,JCL | YPS、COBOL |
| パッケージ/開発 | 独自開発（汎用機をリホスト） | 独自システムパッケージ製品（富士通:Mind City）をカスタマイズ |

※他の業務システム間のデータ連携は、連携基盤として「共通基盤システム」の利活用を行っています。

４　実施方法

（１）　回答方法

　　　「様式１　回答書」を記載し、電子メールにて回答をお願いします。なお、メール送付後、到着確認のため、本市へ電話をお願いします。

　　　また、回答するにあたり貴社製品に関するカタログや移行スケジュール等がございましたら、併せて送付をお願いいたします。

　　ア　メール送付先：静岡市財政局税務部税制課

　　イ　メールアドレス：zeisei@city.shizuoka.lg.jp

　　ウ　表題：【税業務標準準拠システム移行RFI】回答（貴社名）

　　エ　到着確認電話連絡先：054-221-1601

（２）　本市より配布する資料

「様式１　回答書」を回答するにあたり、本市の現行システム環境情報を確認する必要があれば、「秘密保持誓約書」を記載の上、電子メールにて送付をお願いします。また、メール送付後、到着確認のため、本市へ電話をお願いします。本市にてメールを確認後、秘密保持誓約書記載のメールアドレス宛に資料を送付します。なお、本市から配布する資料は「５　配布する資料」のとおりです。

　　ア　メール送付先：静岡市財政局税務部税制課

　　イ　メールアドレス：zeisei@city.shizuoka.lg.jp

　　ウ　表題：【税業務標準準拠システム移行RFI】環境調査提供依頼（貴社名）

　　エ　到着確認電話連絡先：054-221-1601

５　配布する資料

（１）現行業務システムの基礎情報及び外部委託状況調査シート

（２）システム利用拠点調査シート

（３）システム利用状況調査シート

（４）現行業務量調査シート

（５）周辺機器（基幹系プリンタ・その他周辺機器）調査シート

（６）連携一覧調査シート

（７）現行の利用時間

（８）現行システム構成図

※秘密保持誓約書により配布します。

６　質問について

（１）質問の方法

「様式２　質問票」に、必要事項を記載の上、以下のとおり、メールにてご連絡ください。また、メール送付後、到着確認のため、本市へ電話をお願いします。

ア　メール送付先：静岡市財政局税務部税制課

　　イ　メールアドレス：zeisei@city.shizuoka.lg.jp

　　ウ　表題：【税業務標準準拠システム移行RFI】質問（貴社名）

　　エ　到着確認電話連絡先：054-221-1601

（２）回答方法

　　　本市からの回答は、個別に電子メールで令和５年６月14日(水)までに回答します。

７　実施期間

以下のとおり実施してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 依頼事項 |
| 現行システム環境情報の提供依頼期限 | 令和５年６月９日（金）午後５時まで（「秘密保持誓約書」を受付後、順次メール送付） |
| 質問票提出期限（質問への回答） | 令和５年６月９日（金）午後５時まで（令和５年６月14日（水）を目途に静岡市から回答） |
| 回答書提出期限 | 令和５年６月20日(火)午後５時まで |

８　その他

（１）資料提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。また、ご提供いただけなかった事業者に対し、将来的に不利益な取扱いが生ずることもありません。

（２）ご提供いただいた資料については、当該目的のために本市組織内で利用させていただきますが、御社に断りなく組織外への提供はいたしません。

（３）ご提供いただいた資料については返却しません。

（４）ご提供いただく資料等の作成及び提供に必要な費用は、提出者の負担とします。

（５）ご提供いただいた資料に関して、後日問い合わせさせていただく場合があります。